

相模原市空家等管理活用支援法人の指定方針

1 趣旨

本方針は、相模原市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第9号の規定に基づき、支援法人の指定を行う際の基準等を定める。

2 基準

指定する際の基準は次のとおりとする。

- (1) 相模原市と空家等対策に関する協定を締結するなど、市と空家等対策に連携して取り組んだ実績を有すること。
- (2) 東京都又は神奈川県内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、相模原市が事業活動エリアに含まれること。
- (3) 空家等に関する常設の相談窓口を設置していること。
- (4) 法人の定款等に、空家等の管理・活用等に関する事業を行う旨が記載されていること。

3 業務

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第24条第1項第1号の業務は必須とし、次の業務を必ず含むものとする。

宅地建物取引士、建築士、弁護士、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士その他の空家等の管理・活用に関する資格を有する専門家や、売買、賃貸、管理、リフォーム、解体、造園、家財整理、相続、不動産登記その他の事業者が連携・協力体制を組み、空家等に関する相談対応や具体的な助言・提案をワンストップで行う伴走的な支援業務

4 指定

- (1) 指定する支援法人の数
制限は設けない
- (2) 指定の期間
指定開始日から令和10年3月31日まで
※指定の期間は申請により更新することができる。

5 事前協議

指定の申請に当たっては、必ず相模原市と事前協議をすること。

6 その他

支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生しないものとする。
本方針は、指定の状況等を踏まえ適宜見直すこととする。